

公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料

土地使用料及び建物使用料の算出方法について、茅ヶ崎市都市公園条例を適用した場合は、次のとおりとなる。

なお、(仮称)柳島スポーツ公園における土地使用料及び建物使用料の算出方法は、茅ヶ崎市都市公園条例等を参考に別途定める条例で規定する。

(参考) 茅ヶ崎市都市公園条例 別表第2 (第12条関係)

・公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料

許可種別	区分	単位	算出方法
公園施設の設置 又は管理の許可 による土地又は 施設の使用料	(1) 土地	1年	使用部分にかかる土地の価格×(3/100) の算式により算定した額
	(2) 建物		使用部分にかかる建物の価格×(6/100) +当該建物の敷地のうち、当該建物の建築面積 に相当する面積の土地について、(1)を準用 して算定した額